

近江鉄道沿線の除草剤による農作物被害について

1 被害の概要

- ・ 近江鉄道株式会社が7月中旬～下旬に線路敷地に散布した除草剤が飛散し、8月上旬～中旬にかけて沿線水稻の葉先が白く枯れる等の被害が発生。程度の差はあるものの鉄道のほぼ全線(59.5km)で被害が認められた。
- ・ 一部の被害水稻の穂や葉から除草剤成分のテブチウロンが食品衛生法の基準値(玄米で0.02ppm)を超えて検出された。
- ・ 県は、水稻について沿線16カ所の水田77地点の玄米を分析し、線路から10m内の1点から基準値を超える0.04ppm、30m以内の8地点から基準値以下(0.01～0.02ppm)のテブチウロンを検出した。また、100m内の24地点で飛散の痕跡が認められた。
- ・ 野菜・果樹については13点を分析し、線路から10m内の顕著な葉害が認められたサンプルから基準値を超えたもの1点、基準値以下1点を検出した。
- ・ 廃棄対象となる被害面積は9月26日現在で水稻301ha、大豆約50ha、野菜等12ha。
- ・ 原因は、近江鉄道によると例年より雑草が伸びており、高所より多く薬剤を散布したためとしている。詳細は調査中。

2 対応の経過

- ・ 県は、沿線の被害が確認できる水田および近江鉄道と接する水田のすべての水稻について収穫・出荷の自粛を求める文書を8月31日付けで発出。
- ・ 近江鉄道では、沿線100m内の農産物の収穫・出荷の自粛を要請し、その補償をすることを決定。9月3、4日に被害者に対し説明会を開催された。
- ・ JAグループでは、沿線100m内の米の廃棄方針を決定。その後大豆についても同様の方針を決定。
- ・ 県は、米や野菜の流通事業者、市町、関係機関を対象に説明会を開催。
- ・ 9月25日、県は、土壌分析の結果、薬剤成分は不検出で後作への影響はないと判断し、関係団体と協議の上、通常どおりの作付けを進める方針を決定。知事コメントを発表。
- ・ 廃棄する水稻はロールベアラーで刈取り作業中。9月30日現在で約174ha余りを刈取り済み。
- ・ 近江鉄道では、刈り取った稲の廃棄作業を進行中。また、補償の支払いも始めている。
- ・ 健康被害等の相談については生活衛生課、廃棄物処理については循環社会推進課が対応している。

3. 今後の対応

- ・ 食品衛生法の基準値を超える米は、食糧法で規定する「食用不適米穀」になるため、そのおそれのある米が流通しないよう確認体制をとる。
- ・ ワラを持ち出した水田の来年度の施肥設計や栽培管理の指導。
- ・ 前作の葉害が顕著であったほ場、作物からテウチブロンが検出されたほ場、畑地や不作付け地など除草剤が多く飛散したおそれのあるほ場については、万一の可能性を考慮し次作の生産物の出荷前に分析を行う等指導する。

調 査 結 果

【目的】

近江鉄道が線路に散布した除草剤が水田等に飛散したことに伴い、この除草剤の土壌への影響を把握する。

【調査内容および結果】

1. 土壌への残留状況

- ・調査対象除草剤：ハービック水和剤(成分名：テブチウロン)
- ・調査地点：玄米分析時に食品衛生法の残留基準値を超過(0.04ppmを検出)した水田および除草剤の飛散が確認された水田
- ・調査方法：距離別および深さ別に水田土壌を採取し、分析した。合計14点。
表層土壌(0~10cm) 線路から30mまで6点、31mから113mまで4点
下層土壌(10~30cm) 10~20cmの深さ2点、20~30cmの深さ2点
- ・分析結果：全ての調査地点で除草剤成分は検出されなかった。

2. 麦、野菜の発芽への影響

- ・調査方法：玄米分析時にテブチウロンが食品衛生法の残留基準値を超過した水田の表層土壌を用い、小麦およびカブの発芽状況および初期生育を調査した。
- ・調査結果：は種した小麦およびカブの種子は、対照区と同様に順調に発芽(90%以上の発芽率)、生育した。

3. 留意事項

今回の調査土壌は、除草剤被害を受けた稲体が持ち出された水田の土壌です。